

**厚労省、賃金のデジタル払いを可能とする  
改正省令公布(令和5年4月1日施行)**

令和4年11月28日、厚労省は賃金のデジタル払い(資金移動業者の口座への賃金支払い)を可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました(給与の振込先が拡大されるのは25年ぶり)。

企業は労使協定を締結し、労働者から同意を得れば、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払い(賃金のデジタル払い)が可能になります(厚労省は労働者への説明事項などを記載した同意書の様式例も提示済)。令和5年4月1日施行、資金移動業者の指定申請を受け付けます。

**●保証機関により労働者に口座残高を弁済(指定資金移動業者の破綻時)**

改正省令では資金移動業者の指定要件について厳しく定められており、賃金デジタル支払いは指定要件に係る措置が講じられた資金移動業者の口座に限り認められることになっています(口座残高の上限は100万円。残高100万円超の場合、その日のうちに100万円以下にする仕組みが必要)。

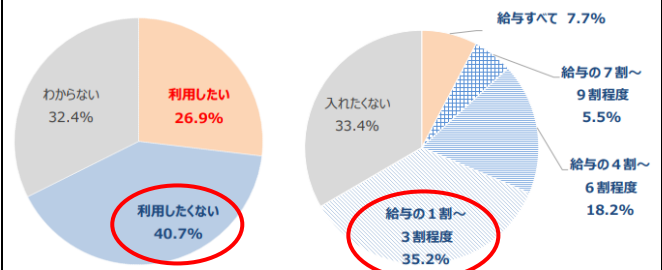
**●労働者の同意を得る際の留意事項**

企業が賃金のデジタル払いを実施するには、労働者の同意が必要です。同意を得る際は、資金移動を希望する賃金の範囲・金額や支払い開始希望時期、資金移動業者の破綻時に弁済を受けるための代替銀行口座などを確認する必要があります。

**●デジタル払いに関する労働者のニーズ**

厚労省の審議会資料でデジタル払いに対する労働者のニーズが示されており、給与をデジタル払いにした場合、どの程度をデジタルマネーの口座に入れたいかについては、「給与の1割～3割程度」(35.2%)、「入れたくない」(33.4%)の順になっています。

給与デジタル払いが可能になったら、給与デジタル払いを利用するなら、どの程度をデジタルマネーのアカウントに入れたい？



※「資金移動業者の口座への賃金支払に関する労働者のニーズ調査」(2021年5月実施、インターネット調査、4,580人回答)

**令和5年4月から雇用保険料率1.55%  
(労使合計)引き上げへ**

令和4年12月19日、厚労省労働政策審議会は令和5年4月から雇用保険料率引き上げを了承しました。6兆円を超える雇調金等支給による財源枯渇もあり、労使が負担する雇用保険料率は1.35%→1.55%と0.2%引き上げられます。

**●一般の事業**

	R5.3.31 まで	R5.4.1 以降
労働者	0.5%	0.6%
事業主	0.85%	0.95%
合計	1.35%	1.55%

なお、事業主のみが保険料を負担している雇用保険二事業の保険料率は据え置きとのことです。

## 人手不足に関する調査結果

日本商工会議所並びに東京商工会議所では、全国47都道府県の中小企業6,007社を対象とし、中小企業の人手不足の状況などについて調査を行い昨年9月28日にその結果を公表しました。コロナの影響を受け、2020年、2021年と人手の過不足はないとする企業が多かったものが、今回の調査では、**64.9%の企業が、人手が不足していると回答しています。**、建設業の77.6%、運輸業の76.6%が、人手が不足している割合の高い業種となっています。

人手不足を感じている企業では、求職者に向けて、魅力ある企業となるためにどのような取り組みを行っているのでしょうか？ 同調査で、最も多かった回答は下記の通りです。(複数回答あり)。

「賃上げの実施、募集賃金の引上げ」	57.0%
「福利厚生充実」	45.9%
「人材育成・研修制度の充実」	41.1%
「ワークライフバランスの推進」	28.1%

多くの企業で、従業員の処遇や待遇を改善する事で応募を集めたいと考えていることがわかります。

2024年4月から自動車運転者の時間外労働時間の上限規制(年間960時間)が施行されます。法改正にあわせて、自社の乗務員の労働時間の実態の把握をすすめ、労働時間の短縮を図ることが、法令上も求められますが、**人手不足を解消するためにも、労働環境の改善は切り離すことができない課題となっているようです。**

さて、求人の際の募集ルールについても2022年10月1日施行で職業安定法の改正があり**求人等に関する情報の的確な表示の義務付け 求人企業に対して、①求人情報 ②自社に関する情報の的確な表示が義務付けられました。**人手不足を解消するために、今後、様々な採用戦略を講じることが予想されます。適正な募集を行い、情報の管理には十分注意していきましょう。

## 「テレワーク」の影響に関して 令和4年版 過労死等防止対策白書より

国は昨年10月21日、過労死等防止対策推進法に基づき、「令和3年度 我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」(令和4年版 過労死等防止対策白書)を閣議決定しました。**今回の白書では、テレワークの影響に関する調査分析も報告され、テレワークの頻度が多い人ほど睡眠時間が長く、うつ傾向や不安が少ないという調査結果が明らかになりました。**

テレワークの頻度が高くなるにつれて、睡眠時間が6時間未満の割合は**減少**、さらにうつ傾向・不安のない者の割合が**増加**

テレワークの実施頻度別に1日の平均的な睡眠時間をみると、テレワークの頻度が高くなるにつれて睡眠時間が6時間未満の者の割合は減少する傾向がみられました。睡眠を1日平均7時間以上取っている者の割合は、テレワークの頻度が「毎日」の人が30.3%と最も多く、「週2~3日程度」(19.4%)、「一時的に行った」(16.7%)などを大きく上回りました。

テレワークの実施頻度別にうつ傾向・不安をみると、テレワークを実施したことがある者の中では、テレワークの実施頻度が高くなるにつれてうつ傾向・不安のない者の割合がおおむね増加する傾向がみられました。「うつ傾向・不安なし」の割合は、テレワークが「毎日」の人が60.9%で、「週2~3日程度」(56.5%)、「一時的に行った」(51.2%)などより多い結果となりました。

テレワークの導入割合が**最も高いのは「情報通信業」、最も低いのは「医療、福祉」**

テレワークの導入割合を業種別にみると、最も高かったのは「情報通信業」(82.4%)で、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」(62.7%)。一方、最も低かったのは「医療、福祉」(9.4%)で、次いで「宿泊業、飲食サービス業」(12.3%)でした。